

日本WHO協会 KGH セミナー

『COVID-19
そのとき、現場は動いた！』

八王子市保健所の場合

2021年11月10日

東京都八王子市保健所長

渡邊洋子

保健所とは Public health center

- 地域保健法に基づき設置された、地域住民の健康や衛生を支える公的機関
- 所長は医師（診療所として登録している）。
- （診療所として登録しているが）治療は行わない。
- （衛生研究所としての検査）食品衛生（検便、収去食品やふき取り検体の細菌培養など）、環境衛生（水質など）、感染症（胸部X線、IGRA、HIVや性感染症検査など）
- 健康危機管理の中心
- 飲食店、理美容所、興行場、薬局、医療機関の許認可

こわい保健所 （主に対物）
許認可、監視、立ち入り

やさしい保健所 （主に対人）
相談、支援

地域保健法における保健所・保健センター

● 保健所

第6条 事業 保健所は次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う

1 地域保健に関する思想の普及及び向上

2 人口動態統計その他地域保健にかかる統計

3 栄養の改善及び食品衛生

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生

5 医事および薬事 6 保健師 7 公共医療事業の向上及び増進

8 母性および乳幼児ならびに老人の保健 9 歯科保健

10 精神保健 11 難病により療養を必要とするものの保健

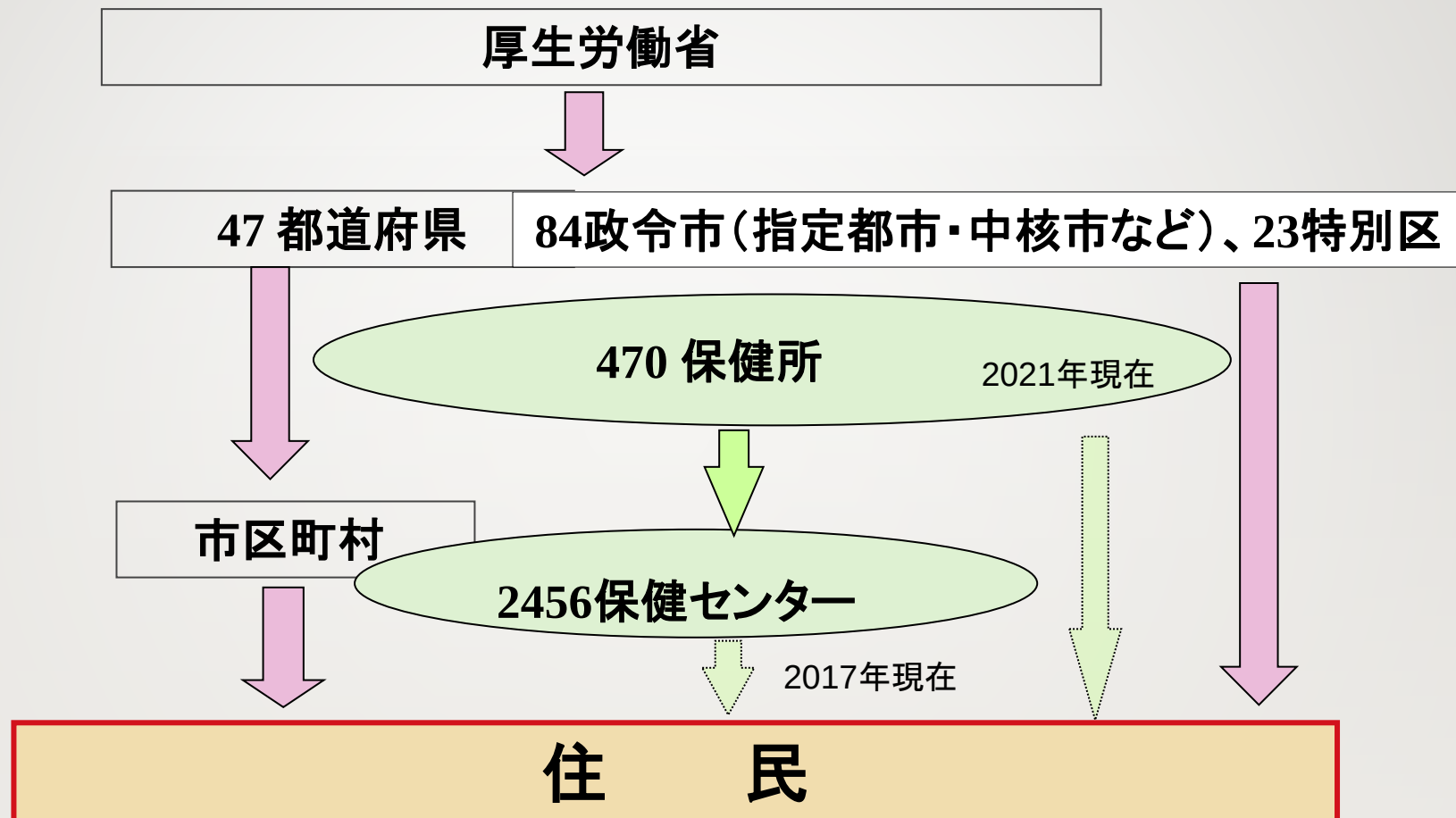
12 エイズ、結核、性病、伝染病等の予防 13 衛生上の試験及び検査

14 その他地域住民の健康の保持及び増進

● 保健センター

住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他等地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする

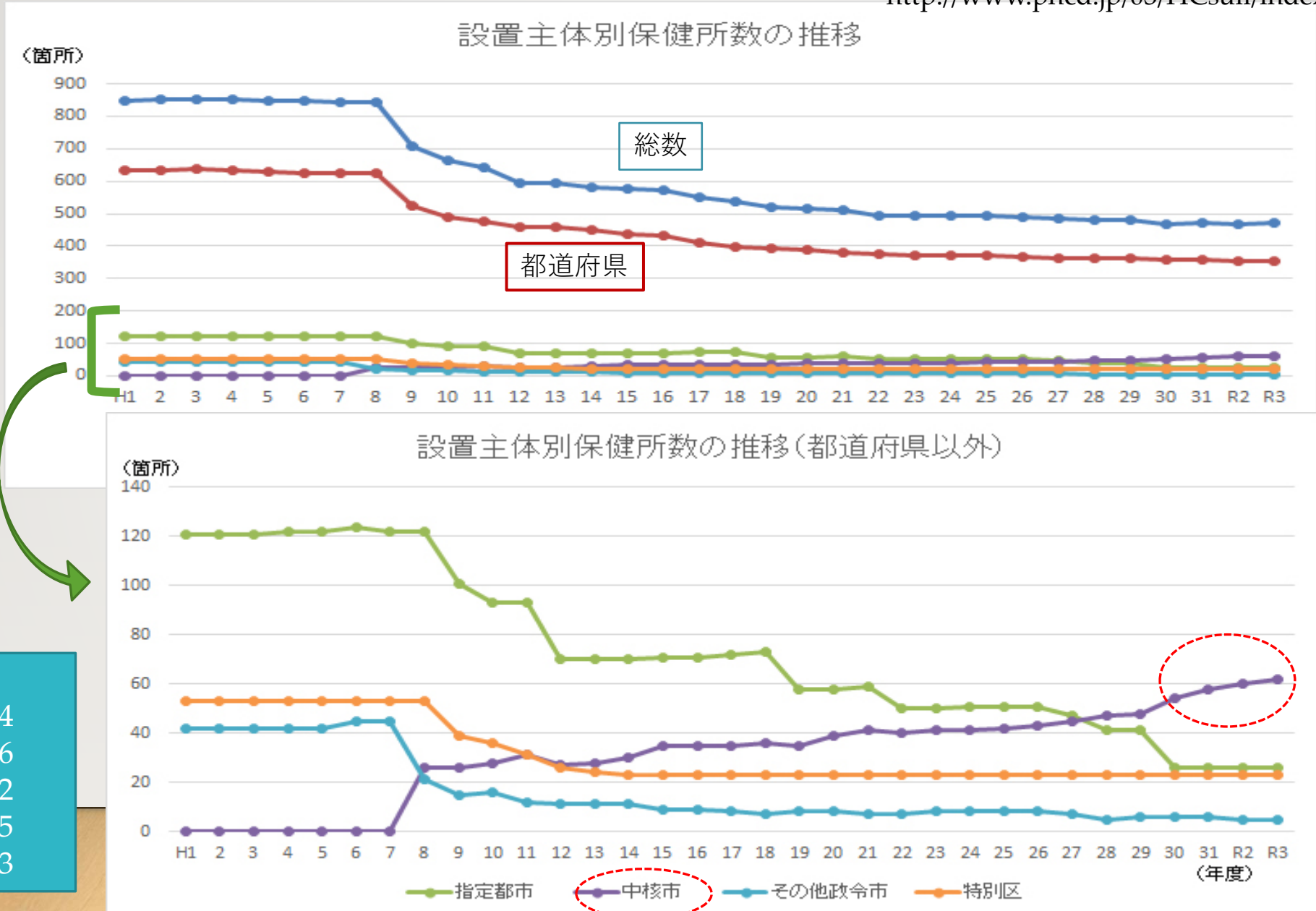
保健行政サービスの組織



保健所数の推移（厚生労働省健康局健康課地域保健室調べ）

<http://www.phcd.jp/03/HCsuii/index.html>

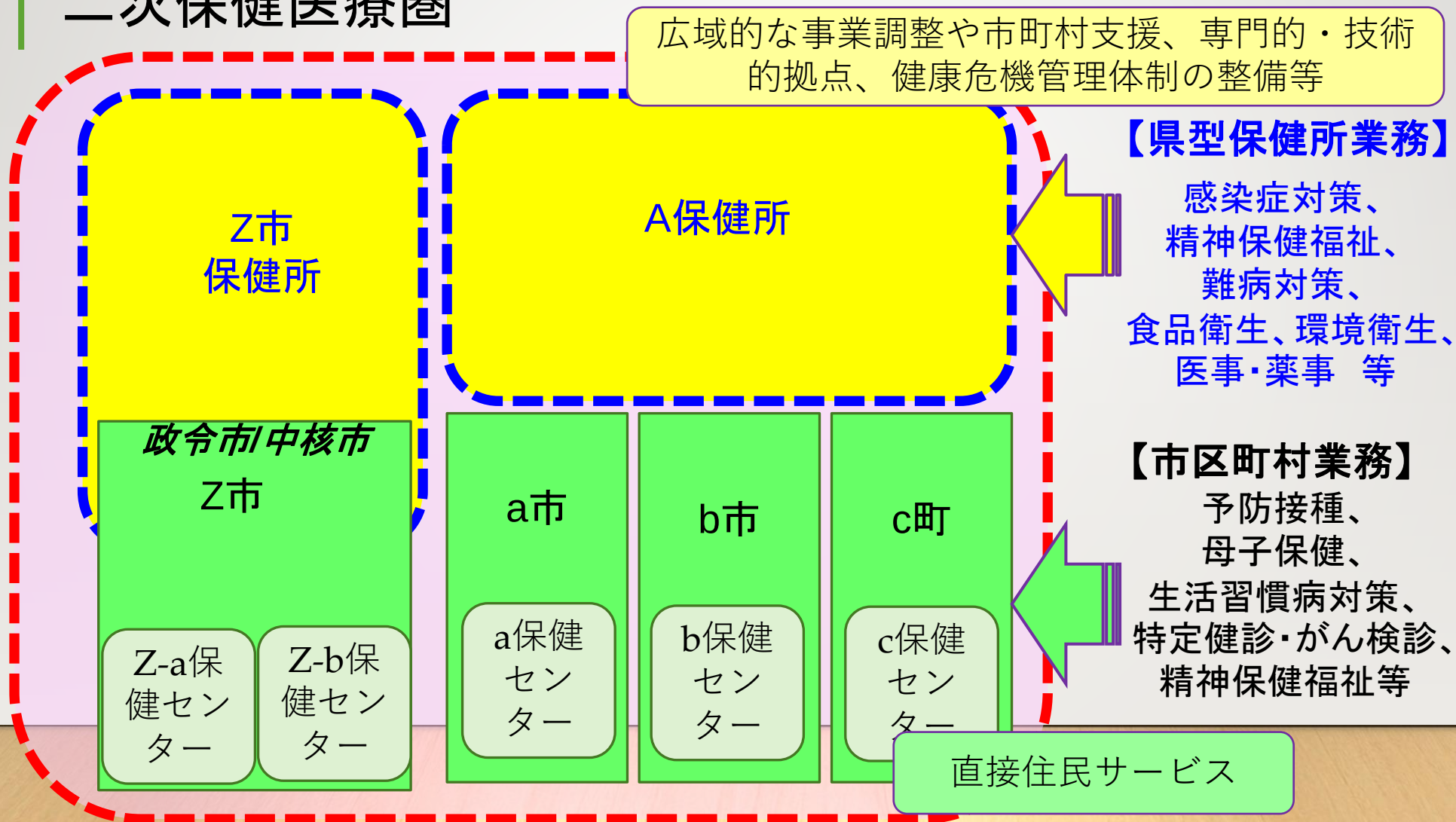
5



R3年	
都道府県	354
指定都市	26
中核市	62
その他政令市	5
特別区	23

医療圏、保健所、保健センターの関係

二次保健医療圏



保健所に勤務する専門職種

医師	管理栄養士
歯科医師	保健師
薬剤師	獣医師
歯科衛生士	衛生監視（食品衛生・環境衛生）
診療放射線技師	臨床検査技師
歯科衛生士	
看護師、助産師、臨床心理士、精神保健福祉士、PT、OTなど	

※ 保健所長は **医師**（3年以上公衆衛生の実務に従事した経験があるもの）
または「公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有する者」

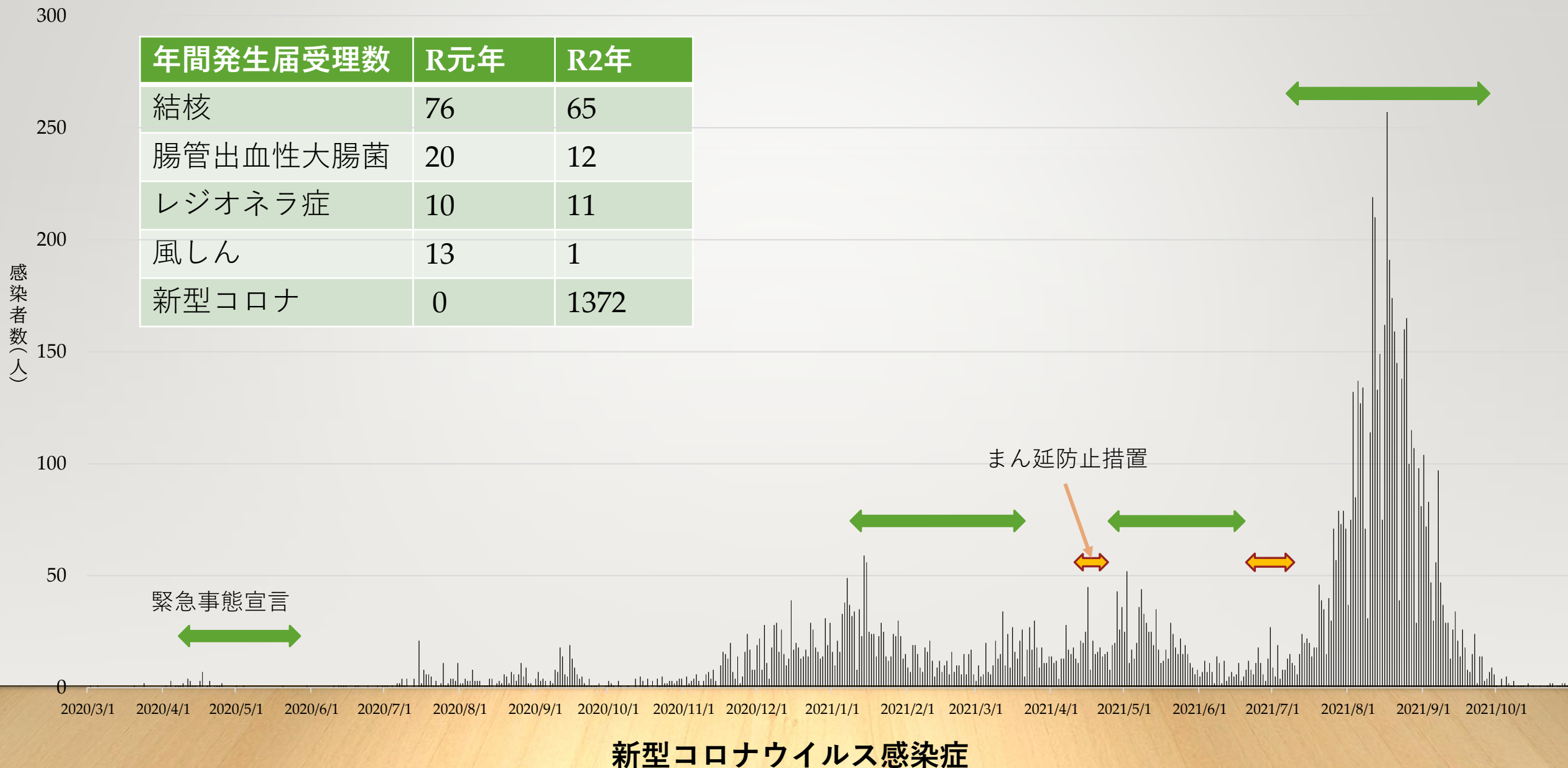
保健所の感染症業務

ミッション：感染症の発生予防、感染症のまん延防止

1. 普及啓発 感染予防対策市民向けの普及啓発
2. 相談対応 一般相談、 医療相談
3. 事例対応
 - ①感染者発生時
 - ア 積極的疫学調査（患者行動調査、感染源調査、施設調査）
 - イ 接触者対応（PCR検査、保健指導）
 - ウ 感染症法にかかる文書事務 入院勧告、就業制限、消毒命令、など
 - ②検査 細菌、ウイルス、
 - ③治療支援（結核DOTS服薬支援）
4. その他 患者登録、ホームページ公表、データ分析

感染症の発生件数（八王子市：人口56万人）

年間発生届受理数	R元年	R2年
結核	76	65
腸管出血性大腸菌	20	12
レジオネラ症	10	11
風しん	13	1
新型コロナ	0	1372



保健所の感染症業務

新型コロナ業務

ミッション：感染症の発生予防、感染症のまん延防止

1. 普及啓発 感染予防対策市民向けの普及啓発

2. 相談対応 一般相談、 医療相談

3. 事例対応

①感染者発生時

ア 発生届のHER-SYS入力

イ 積極的疫学調査（患者行動調査、施設調査）

ウ 濃厚接触者対応（PCR検査、保健指導）・施設消毒指導

エ 療養先（病院、ホテル、自宅）の調整、患者移送、

オ 感染症法にかかる文書事務 入院勧告、就業制限、消毒命令、など

②検査 濃厚接触者・COCOA（接触者確認アプリ）からの通知者に対して実施（採取）

③自宅療養者の健康観察・受診先調整 （毎日電話等で、健康状態を確認し、必要な医療提供）

4. その他 患者登録、ホームページ公表、マスコミ対応、データ分析

感染症法に基づく主な措置の概要

2021年2月新型コロナウイルス等感染症に

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000675228.pdf>

11

	指定感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型コロナウイルス等感染症
規定されている疾病名	新型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱 等	結核・SARS 鳥インフルエンザ (H5N1) 等	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス 等	黄熱・鳥インフルエンザ (H5N1 以外) 等	インフルエンザ・性器クラミジア感染症・梅毒等	新型コロナウイルス・再興型インフルエンザ
疾病名の規定方法	政令 具体的に適用する規定は、 感染症毎に政令で規定	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める 感染症のみ)	—	—	—	○
無症状病原体保有者への適用	○	○	—	—	—	—	○
診断・死亡したときの医師による届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	—	○	○	○	○	—	○
患者情報等の定点把握	—	—	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	○	—
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	—	—	○
就業制限	○	○	○	○	—	—	○
入院の勧告・措置	○	○	○	—	—	—	○
検体の収去・採取等	○	○	○	—	—	—	○
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	—	○
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	○	—	○ (※)
生活用水の使用制限	○	○	○	○	—	—	○ (※)
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○	○	—	—	—	—	○ (※)
発生・実施する措置等の公表	○	—	—	—	—	—	○
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	—	—	—	—	—	○
都道府県による経過報告	○	—	—	—	—	—	○

黄：指定時に適用（2/1施行）

橙：改正①時に適用（2/14施行）

桃：改正②時に適用（3/27施行）

※ 感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用

感染症における役割分担

医療機関（臨床）

◆ 診断

◆ 治療

- 検査
- 診断
- 投薬
- 経過観察

保健所（公衆衛生）

◆ 感染予防

◆ まん延防止

- 普及啓発
- サーベイランス
- 積極的疫学調査
- 法的対応（就業制限、入院勧告、消毒命令）
- 治療継続支援（結核DOTS）

隔離の必要性
の判断

新型コロナウイルス感染症での役割

どちらの視点
で行うべき？

自宅療養者の病状把握と受診調整
救急搬送の適否の判断（重症度判定）
救急搬送先の調整

医療 vs 保健所 地域医療 vs 公衆衛生 (1)

厚生労働省通知 9月2日

- 本来、自宅療養者に対する健康観察は保健所等が行うもの。(中略) 診断を行った医療機関などの地域の医療機関等においても、(中略) 患者の状態確認を行うことや、患者からの医療的な相談を受けること、(中略) 必要な患者には同意を得たうえで電話等による診療を行うこと、(中略) 検討いただくようお願い。

当たり前の医師-患者
関係ではないの!?

保健所

- 管理職医師2名：夜間/深夜も救急隊からの電話に自宅に対応。(症状によって入院の適否判断と搬送先病院調整) → 8月末からは保健所を介さず、救急隊と東京都夜間入院調整窓口で行う体制に

臨床医じゃないのに!?

医療 vs 保健所 地域医療 vs 公衆衛生 (2)

自宅療養者、家族

- 適切な医療が受けられない不安、怒り
- (無症状者や軽症者) 電話不応答、外出自粛要請への不満

一般医療機関

- 保健所の管理下で医療への自由なアクセスが制限された 医事新報 9月18日
- (保健所に) 発生届を出した後は、患者とのコンタクトを保健所に奪われた状態。

自分の患者がどうなったかが判らない。 (地方医師会員)

医療 vs 保健所 地域医療 vs 公衆衛生 (3)

世論

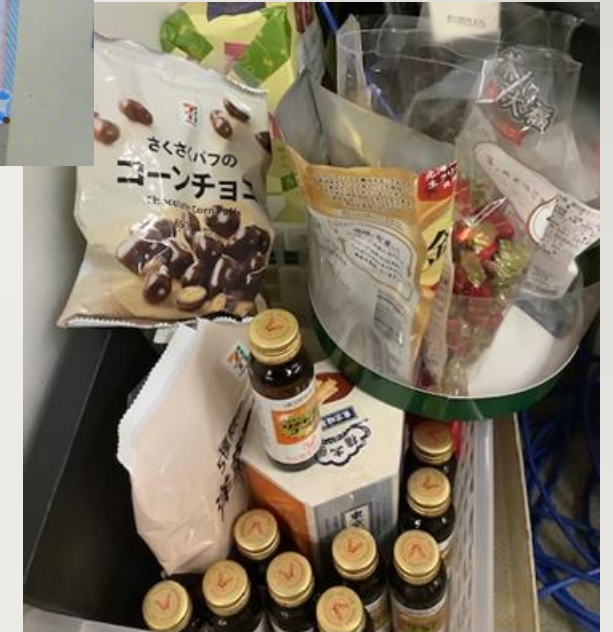
- 「保健所の職員が自宅療養の患者さんを観察し、入院が必要かどうかを判断するなんて無理です。最初から医療にかからなければ症状の急変には対処できません。」

渋谷健司氏 週刊朝日 9月23日 <https://dot.asahi.com/wa/2021092200010.html?page=1>

- コロナ対策のキープレイヤーを公衆衛生の担い手である「保健所」から、医療の担い手である「病院、診療所」に移行する。毎冬に流行するインフルエンザのような検査、診療態勢を敷くのが急務だろう。

新型コロナは「エンデミック」へ 日本経済新聞 2021年9月27日

応援に支えられて





公衆衛生の最前線として
新型コロナウイルス感染症の
拡大防止に重要な役割を
担う保健所。
しかし、増え続ける感染者に
保健所の業務は逼迫。
施設でのクラスターは後を絶たず、
病院のベッドも足りない。
いつ収束するのか見通しつかない中
「救える命は一人も見逃さない」と、
保健所職員や保健師たちの
奮闘は続く――

ナレーター 益岡 徹
監督 宮崎 信恵

ウェブサイト ドキュメンタリー映画 100分



日本語字幕あり
<https://www.phh-movie.net/>

保健所の業務はほかにもあります

With コロナの健康づくり

自殺予防対策

HIV/AIDS対策

結核対策

受動喫煙対策 etc.

企画 公衆衛生保健所活動研究会、（有）ピースクリエイト